

老人の座と行動 — 序説

橘 覚 勝

1. 座 と 行 動

まずわたくしなりに「座」という文字の解釈からはじめよう。

「座」という文字は、一つ屋根のしたに二人の人間が土のうえに対坐している姿である。人間と土地とのかかわりあい、人 (person) と環境 (environment) とのかかわりあいとして、それは生活の事態 (situation) ということになる。すなわち座は人のあり方であり、事態である。しかも人がふたり土のうえで対面または並列しているのであるから、それはもちろん「われわれ」なのであって、「われわれ」という「人間関係」 (human relations) を想定せねばならぬ。いわば「座」または事態は、土を媒介としての地縁のうえに結ばれた人と人とのかかわりあい、社会的な人間関係でなければならぬ。「場」という言葉は、あくまで単なる地勢的场所として、それは物理的な刺戟布置でしかない。そこにはまだ人間の血縁的な主体性、すなわち主体依存の行動的ないしは意識的環境はみだしえないのである。「座」は主体依存の意識ないし行動事態として、「場」という言葉と厳密に区別されねばならぬ。すなわちわれわれの行動は「場」の変化に対応するのではなく、場の事態としての「座」の変化に対応するものであり、行動は「座」の如何に規定されると考えるべきであろう。

ここで座と行動ということが問題となる。行動が座の如何に依存することを主体的に考察すれば、適応 (adjustment) とか、適応異常 (maladjustment) とか、不適応 (unadjustment) とかという概念がとりあげられるであろう。

いうまでもなく、われわれ人間は生活の時々刻々において、いろいろな要求をもちその実現につとめている。栄養 (feeding)、生殖 (reproduction) などの基礎的な生理的要求はいうまでもなく、社会生活をいとなむかぎり、社会的な人格的要求、すなわち愛情 (affection)、帰属 (belonging)、独立 (independence)、承認 (social approval)、自尊 (self-esteem) などに対する要求をもち、その挫折と不満 (frustration) を憂いかつ恐れている。しかしかかる挫折や不満を憂慮するまえに、人生の座を真剣に凝視するとともに不満に対する耐性 (tolerance) を啓育成して、かかる失意の座に直面しても異常な行動をおこさないようにすることがむしろ肝要であろう。社会の問題も、家庭の問題も、教育の問題もいつに耐性の軽重にかかることを忘れてはならぬ。すなわち適応の正常、異常ということは、それが個人的 (personal) で

老人の座と行動—序説

あれ社会的 (social) であれ、一般的に座の変動に対応するための行動のしかたを意味するのであって、個人的適応とは、座の変化にともなって個人の要求や態度や行動を調整することであり、社会的適応とは、社会の規範や秩序、制度や風習の変化による社会変動に、個人の身分や地位に応じて適切に対処することを意味するであろう。前者は行動による個人の要求の満足であり、後者は行動の社会的効果 (social effectiveness) の充足であろう。もっとも個人の要求の満足は行動の社会的効果の充足をとめない、また社会的効果の充足は個人の要求の満足をまねくのであって、両者は楯の両面とみなすことができる。かくして本題のしめす老人の座と行動について考察をすすめることとしよう。

2. 向老の座と生活行動

さて老人の生活行動ということの問題としてとりあげるならば、当然向老生活の座とその変化のうちに、その生活行動の変貌をとらえなければならないのであって、とくにわが国においては、戦後の家族制度の変革、そしてまた産業の近代化にともなう農村の都市化という社会変動によって、いちじるしく且つあわただしく問題化しだしたのである。アメリカにおいてさえ、Burgess¹らは老人生活にあらわれる適応の困難という点について、次のような理由を指摘している。すなわち老人たちは少数の例外を除いて、原始社会におけるような敬老的地位を保持しえないこと、老人たちはもはや社会から隠退して社会的に承認されるような役割をもちえないこと、さらに社会からその活動を期待されなくなったということなどである。わが国の現状も同工異曲であろう。

さしあたり向老過程における個人的適応であれ、社会的適応であれ、かかる生活適応ということに連関して、次のような諸概念を考察する必要がある。

(1) 座 (事態) の変化 (changes in the situation)

向老生活の適応についての近来の重要な課題は、いずれの国をとわず、産業文化の近代的開発による農村の都市化という顕著な場の地勢の変貌と、それによっておこる生活の座の変化ということである。本来人間生涯の生活事態は有為転変、桑滄の変というたくいで、しかもそれに適応していかねばならぬ。かかる事態変貌が個人的にも社会的にも現在の老人の予想に反するとき (勿論彼らには予想だにできなかったであろう)、それだけ適応困難となるにちがいない。

(2) 社会関係の変動 (mobility)

社会関係の変動の定型として、社会集団における縦の関係の変動、横の関係のそれという事態がある。個人であれ、家族集団であれ、さらに地域社会集団であれ、そのまたはそのなかにおける新しい事態への移動転化をいうのであるが、老人の場合は、たとえばしばしば収入困難という経済的理由によって、社会的身分や家庭的地位の低下という事態がおこる。

(3) 仕事の水準 (level of achievement)

社会が個人に対して要求する仕事の水準が、個人の能力に比して高い場合もあれば、低い場合もある。水準の高い場合は、それだけ個人の努力が必要となり、それに反して低い場合は劣等感をいただくことになろう。老人の場合はむしろ社会の要求水準の高い場合に、適応困難をまねくのである。

(4) 要求水準 (level of aspiration)

一般に要求水準は、個人の到達しようとする目的または課題の水準に関連し、また本人のそれに対する期待や目標は、社会の要望をになうであろうから、当然社会的な座の如何によるどころ大なるものがあるであろう。従って要求水準の高低は、おのずから社会的座の差異や、個人的な心身の傾向の相違から由来することはうたがう余地はない。とにかく老人の個人的適応に関するかぎり、その要求水準の決定には、彼らの過去における業績や経歴、現在の心身の状況に照合することが大事なことであろう。さもなくばいらざる欲求不満 (frustration) をひきおこすことになりかねない。

(5) 態度の変化 (changes in attitude)

向老期においては、この態度の変化ということは、その個人的適応にとって特に重要なことである。後退前進と変転かぎらない社会にあっては、融通性、弾力性ゆたかな態度こそ、適応にとって欠くべからざる要因であることはいうまでもない。態度の「硬さ」(rigidity) ということは老人にはつきものであるから、かかる硬さをできるだけほぐすような条件を設定することがのぞましい。

(6) 座の再構成 (reconstructed situation)

一般にわれわれの追求する目的は、個人の態度の変化とともに座の再構成によって達成せられる。たとえば現時点における向老の問題のあるものは、地域社会が老人をしてその余暇をいかに有効に利用させるかということ、充分考慮しないところから生ずるもので、かかる余暇利用とそれによる活動の座を再構成することが、老人をしてより適応巧者ならしめる機会をあたえることになるのではないかと思われる。前項でのべた態度の硬さをほぐすのも、この座の再構成が有力な要件となるであろう。

以上あげた各項目は、われわれの生活適応を考察するうえに、程度の差こそあれいずれも必要不可欠の要因であって、老人の適応現象の過程のうちにもおのずから現前するであろう。

一般に中年層は、生活の座も人生の態度も比較的安定した時期であり、ゆたかな前向きの生活意識をもちつづけている。社会の要求し期待する課題を遂行していくだけの自分自身の心身の性能をよくわきまえ、それによって自己の要求水準を設定していくので、フラストレーションも少なく生活していく。しかし次第に心身の性能も減退し、しかも離職退職して、社会的地位や身分も低下して、全体として生活条件が変わってくると、老人の生活の座におさまることになって、緊張や不満の増大を経験するとともに、それに適応した態度や行動をとらねばならなくなる。定年退職をひかえた人、離職を余儀なくされる人が、その不安焦慮からしばしば非常

老人の座と行動—序説

に落着きをうしない、ややもすれば反抗的な攻めきの適応異常におちいることもあれば、それに反してかかる徒爾無効な抵抗を断念して、しづかに自分の過去を回想するとともに、将来をはかなく夢想するものもあれば、また現在の事態に対する自己内省に逃避的な行動をしめしたりするようなものもある。それらは文字どおりフラストレーションのあらわれであり、緊張増大のすがたであろう。老人の適応異常のあらわれとして、われわれは仮病、嗜飲、賭ごと、不安妄想による異常興奮、罪悪観、自殺などをあげることができるが、俗に「厭がらせ」とか「恩にきせる」というような老人特有の性格も、こういうところに由来するといつてよい。多くの老人にあっては、かかる適応異常は一時的なものとして、自己調整によって一応平静な再適応事態に復帰することが可能であろうが、かかる自己調整の困難な場合は、環境の再調整かあたらしい生活活動の再訓練によって、ふたたび平静な状態にかえらせることも不可能ではなからう。

3. 社会生活における老人の座と行動

とにかく老人が自分なりの生活に適應せんがためには、老人自身に対する社会の要望や期待を的確に理解し、卒直に受容することがまず必要である。かかる社会の要望や期待は、その時点における社会の風習や制度のうちにくりひろげられる生活様式 (life style) によって生ずるものであって、老人の生活様式如何によって、かくあれかし、かくあるべからずということになり、それを老人自身がよく理解し、卒直に受容せねばならぬ。

すでに Burgess らの指摘しているところをあげて、現在の老人は、原始社会におけるような敬老的地位を保持しえないところから、社会的に承認されるような役割をもちえないこと、社会の期待が稀薄になったことをのべたのであるが、果してしからはば原始社会における老人の地位はいかなるものであったかを、その具体例はとにかくとして総括的に考察することとしよう。

Simmons²は原始民族における基本的要求を次のようにあげている。

- (1) できうるかぎり長生きすること。
- (2) 生活上の危害に身をさらすことを回避して安息をえること。
- (3) 実動者または監督者として、氏族や民族のなかにおける諸事件に積極的に参加すること。
- (4) 自己の特権を擁護し保証すること。
- (5) 栄光かがやかしい見通して、苦惱なく隠退すること。

かかる基本的要求は、所詮文明民族と同じく生活の安定 (security) をえたいということであろうが、それは当然原始社会の風習や制度の要請から生ずる社会の期待や認識によるものであって、彼らの風習として行われている、たとえば食糧の分配、財産の所有、家庭の支配、政事の地位、知識、経験、呪術、宗教などに対する特権に対して、老人がたくみに適應するところに敬老的地位を保持しようと考えることができるのである。

古代印度のゴータマ (Gautama) 法典³のなかには、家父にして老年にいたるもなお家産をゆずらないときは、子はその老父を強迫して山林に隠遁させる習俗のあることをみとめているが、この法規は隠居相続と棄老俗との関係をしめすきわめて適切なものである。印度の古聖はこれによって、さらに老人を山野に遺棄して、子孫がその遺産を相続するというような習俗を廃して、老者隠退の法規としてマヌ (Manu) の法典⁴を制定したということは明白である。

かくして優老的敬老的な隠居の制が設けられたのであろうが、はたしてわが国の隠居の制度が、かかる古代印度経書時代の法典から、そして仏教の興隆による仏教思想にもとづく出家遁世の事実を継承したものでかどうかということは、保証のかぎりではないと同時に、それはむしろその起原を古代支那の父老の習俗や儒教的礼制⁵におうと解する方が妥当なようである。ただし儒教における敬老の礼制は、「礼記」の随所に詳密にとかれているのである。

わが国の記紀の神話にあらわれる「長老」または「おきな」⁶は呪性をもつものとして畏敬せられ、それが仏教以前に移入せられた道教的な神仙思想によって薫化せられたであろう「とこよ」(常世国, 常世神, 常世人)の思想によって、一種の精霊として尊崇せられたところから、敬老思想がはじまったと理解せられる。そしてそれがさらに仏教の布施救済と儒教の徳治の両思想によって、後世の養老敬老の実践にまで継承せられたと断定することができるのであって、最近にいたるまで老人のlife styleとなっていたのである。さて近代的時点における老人のlife styleはどうであろうか。紙数の都合上叙述の飛躍することを許していただきたい。

中年層のいわゆる成人集団は、生活上自己防衛のために、高年層人口の活動やその要求を敬遠し制限するであろう。それは成人層が自分たちの要望や活動を達成するうえに、不可避の障壁となるからであった。もっとも老人たちによって、自分らの地位や職場を剝奪されるとまでは考えなくとも、少くとも「場ふさぎ、せられる恐れなしとしないからである。なかには長老を敬愛し、老体を庇護する意味から、老人に多くを期待するよりも、いわゆるレジャーまたはフリータイムを供するつもりで、楽隠居させようとする場合もないではない。しかし老人集団の側からすれば、成人層が承認しようとする以上の要求やその満足を実現せんがために、積極的且つ攻めきの姿勢で、あえて地域成人の愛情や承認をもとめようとはせず、仕事や社会的責任に対する自信と誇張をしめすとともに、社会的地位や役割を剝奪されることをおそれて、大いに挑戦的態度を顕示し、敢然と成人の堅陣牙城に肉薄せんとすることもないとはいえないのである。しかしそれは無為徒勞、所詮長つづきはしないで、いずれは老人のlife styleに埋没していくであろう。

以上のように考えると、老化のlife styleには2つのタイプがみとめられるようであって、次にかかげるように、一は緊張不安型、他は安定型といえそうである。

(1)緊張不安型 (かくなることに不安不満をもつ)

男の場合は業務から離脱し、女の場合は家庭の設営を放棄する。

地域社会の指導的地位から隠退する。

利害関係意識が減退し、社会的活動が萎縮する。

将来の生活目標や計画に対する興味がなくなる。

(2)安定型（あきらめ型）

生活の支持，設営，保障を他人にまつ。

中年層または社会福祉機関の従属的地位にたつ。

老人グループの一員になる。

老人自身の目的に従って，素直に生活設計をたてる。

自分自身の生活経歴に対する興味から，次の世代の生活に対する関心にうつる。

いずれにしても，人間としをとるにつれて，生活行動の半径は縮小することはいまさらいうまでもないことで，職場活動の第一線から隠退することになると，家庭と職場とをむすぶ行動コースは失われ，家庭外の社会的人間関係といえ，近隣地域社会の人々との接触にかぎられ，それがさらに家庭の内部だけに限定されてしまうことになる。そうすると家庭生活への関心が主要なものになり，ここに家庭を中心とする老人の座ということが問題となってくる。

ここで近來の老人の社会生活活動乃至は老人福祉の社会活動の一環として，老人クラブ活動についてふれておきたい。わが国においては昭和26年に「としよりの日」（この名称は近來「老人の日」と改称せられ，さらに「敬老の日」として国の祝日に制定されようとしている。議会で審議未了になったのは遺憾千万であるが，廃案になったわけではない。）が設けられたのを機縁として，その翌年頃から，全国の大都市はもちろん，中小都市や農漁村にいたるまで，全国津々浦々に老人クラブが開設せられるにいたった。そしてかかる単位クラブが結集して，地域的，地方的さらに全国的な連合体が結成せられるにいたったのである。かかる組織はとにかくとして，その機能的な活動については，それはただ単なる老人の憩いの場，慰安の場であってはならないはずである。それはそれぞれのクラブ活動によって，老人の社交訓練の場であり，教育学習の場であり，就業斡旋の場でもあり，さらに人生相談の場でもあらねばならないのである。わたくしはつねに考えかつ話していることであるが，わが国の家庭生活の現段階においては，老人クラブは家庭からの逃避場所ではなくして，むしろ各種のクラブ活動を通じて，老人の家庭生活を明朗かつ暢達ならしめるものでなければならないのではないかということである。すでにそのクラブメンバーは，クラブ活動によって，知的にも情緒的にもまた社会的にもその生活意識が向上し，生活活動が円滑になって，家庭における生活態度や社会的人間関係が大いに改善せられ，きわめて和気霽々，叙暢闊達な人情が展開されつつあるやにきく地方もあるという。従来社会教育の一環として開設せられている成人教育乃至講座は，現実にはもはや老人教育という名におきかえられてもよいのではないか。文部省が老人学級の開設にふみきったとかきくが，今からでも決しておそくはない。

4. 家庭生活における老人の座と行動

本来家庭はわれわれの生涯における安定した生活の場であり、宿命的な人間関係の座であるから、老人は老人としての、若い夫婦は若い夫婦としての、子供は子供としての要求とその満足は当然許さるべきであり、それによっておたがいのパーソナリティーは形成せられ発達していく。すなわち家庭集団は、われわれの要求充足という点からみれば、最も可能性の多いものであり、家庭はそのメンバーに対して、住居を提供し、身体的、情緒的、経済的安定を設計して、それぞれの要求にこたえるであろう。もちろんメンバー各自の要求満足の能力や役割に対する自覚が、先決問題であることはいうまでもない。かくして老人の家庭内での適応ということを考えるならば、

(1)家庭はいかなる程度に老人の能力や役割に対して用意するか。

(2)家庭の構造がどうしてまた如何なる程度に、老人の要求を形成し充足させるか。
ということが問題となるであろう。

一般に家庭における父親は、家庭の全メンバーに対しては、その経済的支持者であり、妻に対しては配偶援助者であり、子供に対してはその相談指導者でなければならないし、そして母親は家政の設営者であり、配偶内助者であり、養育介護者でなければならない。こういう役割は、としをとるに従って、心身の性能が低下し健康を害するとともに、当然はたせなくなるのであって、この点にまず家庭生活における老人の不安や不満が生ずるのであるが、さらに配偶者の死歿、生活設計の不如意は、その不安不満を倍加するにちがいない。

生活調整能力の低下（不健康、病弱）

家庭支持の役割の喪失（経済的貧困）

配偶者の死歿（社会的孤独）

世に老人の三欲悩、三悪といっているが、これらは老人生活の日常には当然のこととはいいながら、重大な困難や苦痛をひきおこすにちがいない。まず退職や離職によって、家計支持というもっとも重要な座を失うことは、もはや家庭の経済的要求を満足させることを断念せねばならないのであって、そうなるとおのずから家庭の主宰的地位から退いて、経済的にはなんらかの依存をまたねばならなくなるのであるが、その場合夫婦そろってようやく自力更生、衣食支持の能力のあるあいだはまだよいとして、依存生活に忍従せねばならなくなった場合はどうなるか。ここに配偶者の死歿ということがおたがいの重大な問題となる。夫をうしなった寡婦は、孤独のさみしさにたえないとともに経済的に困窮するであろうし、妻をなくした鰥夫は、単身衣食の調整、病弱の介護という点で困憊するであろう。さらに近來の経済の高度成長とともになう生活事態の逼迫、都市サラリーマン家庭における老人の孤立無縁、あるいは親子三代同居の大家族における人間関係の錯綜等々の問題が、老人の生活行動乃至は適応をいがめつつあ

るのをみるにいたっては、まさに思い半ばにすぎることがある。

都市ホワイトカラー族の家庭は、わが国においても現在すでに夫婦中心の核家族世帯となり、経済的且つ職場的にアパート生活という傾向が、とみにいちじるしくなりつつあることは周知の事実であろう。そしてアパートの重箱的な生活様式では、到底親と同居の余地もなく、しかも夫婦共稼ぎの姿勢が多いのである。こういう場合に鰥夫または寡婦の座がきわめて困難をきたすのであって、若夫婦の側で老親との同居をがえんじない場合は、当然孤立無縁の別居になやむこととなる。これに反して親子三代同居の大家族においては、時代のズレによる老若親子の人間関係の不調に、不和波瀾をまきおこし、いわゆる嫁姑の葛藤（conflict）に家庭の破綻をまねくことは必定である。戦後家族制度が急速に改変しつつある渦中に、老人祖父母の同居が現在の社会経済的事態において、なお已むをえない事情にあるわが国の現状を思うとき、現在はもちろん将来においても、いろいろ戒心すべき心理的な問題をはらむこと必然なりと考えねばなるまい。

嫁姑の関係について、「舅にほめらるる婿、姑に思はるる嫁の君」は、あたかも「物よく抜く白銀の毛抜き」同様、「ありがたきもの」⁷だとは、すでに「枕草子」に語られているところであるが、なるほど嫁姑の間柄のただならぬありさまは、平安貴族のむかしから世のならわしであり、家庭の人間関係の宿命的なものであったにちがいない。近来においても封建伝統の家庭では、その葛藤の結果は往々にして嫁の側で泣寝いりにおわってしまっていたのであろうが、家庭民主化の急な戦後の現在では、それがあらわに社会の表面にうかびあがってきたのだといえよう。家庭裁判所の調停の窓口には、かかる問題家庭の問題が殺到するときく。一概に姑根性といってもいろいろなタイプがあるであろうが、いずれにしても老人の性格特性の爆発的表出とうけとられよう。

総じて老人の性格特性は、情緒的に不安定であり、自己中心的、自己閉鎖的である。従来の調査の語るところによれば、老人は「人生経験がふかい」「やさしい」「よく気がつく」「根気強い」「義理がたい」などと、その長所を評価されながら、反面「時代感覚がない」「頑固だ」「世話をやきすぎる」「言葉がくどい」「愚痴をいう」「依頼心が強い」「ひがみがある」「不潔でだらしない」などとその欠点をつかれる所以は、かかる老醜の座⁸に由来する特性がしからしめるのである。アメリカにおける精神医学者の臨床的知見⁹も、これと全く同工異曲であることも興味深いものがある。

かつて筆者は新聞記者の訪問をうけて、「今もなおあとをたため姑さんのもめごと」について話しあったことがあるが、それを記者流にまとめた記事がちょっと面白いので紹介しておこう。記者は姑根性のタイプを次のようにわけたのである。

バックボーン型

いやがらせ型

欲張り型

勤勉型

病氣愛好型

第1の「バックボーン型」は、いわゆる旧家に多いタイプで、家風家訓を重んじ、なにかにつけ「誰のおかげなのだ」と恩にきせるのである。舅姑が社会的経済的になお実力があると信ずる場合は尚更であろう。こういうような封建意識と頭から対決しようなどとすれば、ただ衝突するだけでなんの効果もない。こういう老人こそもっと関心を外にそして前にむけ、機会あるごとに多くの人に接して、新しい知識の習得につとめるようしむけるとともに、嫁の方では寛大に聞きながす心のゆとりをもつことが必要である。

「食事どきにわざわざ外出し、嫁が一応食卓を片づけようとする」と突然帰宅、そして「わしに食事をさせないつもりか」と責める。日中退屈そうにしているので「老人クラブへでも」とすすめると、「わたしを邪魔者扱いにする」と怒る。こういう調子で万事ひねくれて厭がらせをするのが、第2の「いやがらせ型」である。とくに「邪魔ものあつかいにする」「ばかにする」という被害者の意識が強いのであるから、そういう意識をおこさせないように、平素から一家団らの仲間にいれることが肝要と考える。

第3の「欲張り型」は、経済的にも精神的にも若い世代に依存しているという不安から、自己所有欲をかきたてるタイプであって、老人のいわゆる「屑あつめ」である。昔風の節約を重んずる習慣が身についている場合もあるであろうから、汚ならしい、だらしない、欲張りだと顔をいがめるまえに、嫁は姑の着ぶるしをさっぱり洗濯して、適当な会話によって、こざっぱりした装いをさせることが賢明であろう。

次の「勤勉型」は、口うるさいかわりに「わしでなければ何もできん」とばかり、どしどし勤勉に仕事をする。こういう場合には遠慮せずに老人なりに働いてもらって、家庭的、社会的にその有用感(usefulness)を満喫させればよい。うるさがっては却って双方のためにならぬのである。

やれ「腰が痛い」「動悸がする」「頭が重い」と始終身心の不調を訴え、愚痴をこぼすのが、この最後の「病氣愛好型」である。氣力がおとろえ、孤独のさみしさにたえきれず、つねに家人の関心を自分にひきつけようとするのである。一面嫁への嫉妬という気持からおこるのであろうから、自分の息子にかわる愛情の対象や、寂しさをまぎらすような仕事をあたえることが必要であろう。昔とった杵づかの潜在能力を再発見させること、孫への過重な干渉を注意しながら、愛情の対象を孫にもとめること、そしてその余暇の有効な利用をおしえるべきであろう。

却説、如上のような家庭における姑のもめごと(嫁姑関係)について、現代の若い女性の調整意見¹⁰は、結局次のようなことを語るののである。

「打ち解けて相談する人であってほしい」

「双方の人格をみとめあい、実の娘のように愛情と信頼をもつようであってほしい」

「互いにあまり恩にきせたり、干渉したりしないこと」

「物事にこだわらず、大げさに考えないこと」

「社会教育による嫁講座、姑講座を開き、近代社会を姑にしらせ、生活の向上をはかる」

「姑は嫁に経済をまかせ、なにか社会的な仕事を持ち、老人同志の友だちをつくる」

「いかに努力しても姑は理解してくれず、別居以外に途はない」

まったく前掲の姑根性の反面を語るのものであって、少くともわれわれは家庭生活における老人

の幸福な座について、真剣に考えなければならない課題がある。

5. 老人の座とその理想像

上来の考察によって、老人の生活は畢竟家庭中心に営まれるわけであるから、家庭を中心としてその周辺における老人の座とその行動如何に、その幸福は期待せられるであろうことはまずまちがいない。ただ安楽椅子によって紫煙をふかすこと、あるいは悠々自適花鳥風月を友とし、晴耕雨読に余生の閑日月をおくるとのことだけが、老人の幸福の条件ではない。新しい老人のほんとうの幸福の要諦は、次の点にあることを指摘し且つ強調したいと思う。生活にあたらしい工夫をこらすことによって、老人は老人なりに自己の要求や興味や能力に対応する生活をみだすとともに、周辺のものもまた老人をして自分の社会的地位や権利義務を自覚させ、めいめいの立場で前向きに自分自身の生活を開拓していくようにしむけ、かくして老人の生活行動の萎縮早老を防止するとともに、精神的な不安不満をできるだけ解消させることが、老人福祉の要諦でもあれば、期待される老人像でもある。そしてまたここに近年提唱された老年学の究極の目的もあれば、また新しく制定せられた老人福祉法の根本要請もあるといえる。しかもわが国においては、老人のうちその約85%は子供夫婦、嫁あるいは孫と同居という現実であり、若年者と同時に老人の自己省察が必至にもとめられる所以である。

閑話休題、近来の人口革命または寿命革命、さらに経済の高度成長にともなう老人生活の困難等々から、老人を保護せねばならぬ、老人の福祉を向上させねばならぬという社会政策上の問題が、諸外国とともに急にやかましくなってきたのは周知の事実であろう。しかしながら老化に対する科学的知識や老人生活に関する学問的配慮が、従来そして現在といえども、きわめて浅薄且つ貧困であることは、卒直にみとめなければならぬ。しかも老人の生活乃至行動の個人的・社会的実際問題を、一日もはやく解決すべき時点に直面しているのであって、これはまさに世界各国の共通の課題となっているのである。

かかる事態のもとに、人生の老化（aging）過程、いわば一般に人間の高年期について、あらゆる科学を動員して総合的に研究せねばならない必要にせまられてきたのであって、医学を中心として心理学、社会学、経済学などの各方面から、人間の老化とその防止の問題、老人個人の人生問題さらにその社会生活の問題など、人間の成熟過程の後半についての科学研究が新興科学ゼロントロジー（gerontology—老年学）¹¹として、まずアメリカにおいて大いに提唱せられるにいたったのである（1944～1945）。わが国においてもその後約10年ほどおくれて、昭和28、9年ごろからようやく老人学または老年学としての研究が発足し、昭和33年に老年学¹²会が創立せられ、医学的方面ならびに社会科学、心理学の方面から、多くの研究が大いに活潑におこなわれるにいたったのである。これよりさき1950年にはすでに国際的な学会も結成せら¹³

れ、近來わが国もそれに参加するにいたった。なおさらに1963年には国際老人会議¹⁴も召集せられ、日本からも数名の老人がそれに参加して、世界の老人の福祉のため、また世界人類の平和のために、そして社会の近代化のさなかに、老いも若もきたくましい自由性とゆたかな創造性開発のために一緒に手をつなぐべく、奮起の第一歩を発足したことであった。

さらに社会必至の要請によって、昭和38年には、世界にその類をみない老人福祉法¹⁵が国家の手によって制定実施せられたことも周知の事実であるが、経済の高度成長にともなう福祉国家実現の大躍進の一つであろう。老人福祉法はいうまでもなく、老人福祉についての原理をあきらかにするとともに、老人に対してその心身の健康の保持および生活の安定のために必要な措置を講じ、もって老人の福祉をはかることを目的とし、その目的に応じて福祉の措置や福祉施設の運営についての基本的理念を声明したものである。このような基本的理念によって、わが国伝統の敬老精神が新しいかたちでよみがえり、老人自身や家庭人さらに地域社会人の自覚と反省をうながすことができることは、まことによろこばしいことといわねばならない。しかし「期待される老人像」を問うかぎり、政府の声明よりもむしろ老人自身の叫び、社会一般の声を反映する民主性ゆたかな「老人憲章」¹⁶をいちはやく制定する必要があると考える。これに関する私案は筆者の手もとにあるが、ここにあってそれを公表する要もあまい。

文献および注

- (1) R. S. Cavan, E. W. Burgess, R. J. Havighurst and H. Goldhamer, *Personal Adjustment in Old Age*, 1949, pp.10—39.
- (2) L. W. Simmons, *The Aged in Primitive Societies*, *J. of Geront.* Vol. I, 1946 pp.72—95.
なお同氏はその前年の1945年に単行本*The Role of the Aged in Primitive Society*を書いた。
- (3) (4) 拙稿 原始文化と老人の地位 老年期研究(大阪大学文学部紀要Ⅵ 昭和33年3月) p.65—66.
- (5) 拙稿 わが国における敬老儀礼及び養老事蹟の史的考察 同上 pp.94—97.
- (6) 拙稿 わが国における優老の起原とその展開 同上 pp.70—73.
- (7) 拙稿 同上 pp.81—83.
- (8) 拙稿 老人と家族との関係(岡本重雄編 家庭心理学 朝倉書店 昭和40年4月) — 老人の性格心理 pp.155
- (9) 拙稿 同上 pp.155
- (10) 牛島義友 家族関係の心理(金子書房) 昭和30年 pp.328—361.
- (11) アメリカにおいては 1945年に老年学協会(Gerontological Association)が結成せられ 1946年からその機関雑誌 **Journal of Gerontology*、が発刊せられ また1961年には **The Gerontologist*、も創刊せられた。なお世界各国の動向については 一応 N. Shock, *Trends in Gerontology*, 1957を参照されたい。
- (12) わが国においては、昭和33年(1958)に全国的な日本老年学会(Japan Gerontological Society)が日本老年医学会と日本老年社会科学会との二本建で結成せられ、翌昭和34年第1回総会が開催せられた。その後隔年に総会が開かれている。
- (13) 国際老年学会(International Association of Gerontology)は1950年に発足し、4年毎に総会を開き、1963年には第6回総会がデンマークのコペンハーゲンで開催せられた。わが国が正式にこの総会に参加したのは1960年サンフランシスコで開かれた第5回からである。

老人の座と行動—序説

- (14) 国際老人協会 (ISCA) (International Senior Citizens Association) は、その第1回の会議を1963年に同じくデンマークのコペンハーゲンでもち、隔年に開催されることになった。昨年(1965年)はアメリカのロスアンゼルスで催された。
- (15) 昭和38年8月から実施をみた。大山正著 老人福祉法の解説(昭和39年1月 全国社会福祉協議会)を参照されたい。
- (16) 老人憲章はまだ制定されていない。筆者の私案があるので参照されたい。この私案は2,3の論文にかかげたが、前記の*家庭心理学、中の拙稿にも附記しておいた。

(本学教授—教育心理学)